

第4章 申請に係る標準処理期間の基準

第1 標準的事務処理期間

申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準処理期間として概ね第2に示す通りとする。

なお、申請に基づく許認可等は可能な限り迅速に処理することを原則とするが、標準処理期間を超えてもなお許認可等が行えない場合で、申請者から求められた時は、審査の進捗状況、許認可の遅れている理由、今後の見通しなどについて情報提供しなければならない。

第2 申請に係る標準処理期間

申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。

	申請区分	標準処理期間(日)	期間起算日	期間終了日
1	仮貯蔵・仮取扱申請	5	申請日の翌日	承認書交付日
2	設置許可申請	21	申請日の翌日	許可書交付日
3	変更許可申請	14	申請日の翌日	許可書交付日
4	仮使用承認申請	14	申請日の翌日	承認書交付日
5	完成検査前検査申請	7	検査完了日の翌日	タンク検査済証又は結果通知書交付日
6	完成検査申請	5	検査完了日の翌日	検査済証交付日
7	予防規程認可申請	15	申請日の翌日	認可書交付日
8	保安検査申請	10	検査完了日の翌日	検査済証交付日
9	保安検査時期変更承認申請	14	申請日の翌日	承認書交付日
10	完成検査済証再交付申請	5	申請日の翌日	検査済証再交付日
11	設置許可等再交付	5	申請日の翌日	許可書等再交付日

備考

- 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間を含まない。
 - 土曜、日曜、祝日及び年末年始等の閉庁日
 - 危険物保安技術協会（KHK）へ審査委託等を行う申請等については、その審査委託期間（委託書類等の送付日から審査結果等の到着日まで）
 - 申請者又は申請代理者による書類の補正に要する期間
- 申請日とは、申請等を受領した日（受付印に記された受付日）をいう。
- 交付日とは、許認可書等については、許認可年月日を示し、検査済証、通知書については、証書が申請者に交付できる状態になった日を示す。
- 不許可等により、許可書等が交付できないときは、通知日を期間終了日とする。

